

事務連絡
令和2年10月2日

公益社団法人 全国国民営職業紹介事業協会 御中

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課課長補佐
(派遣・請負雇用管理担当)
(職業紹介事業担当)

労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可有効期間更新時における
財産的基礎要件の確認方法に係る取扱いについて（お知らせ）

職業紹介事業の運営につきましては、日頃より多大なる御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、許可有効期間更新時における財産的基礎要件の確認方法について、特例を設けることとしました。

つきましては、貴協会の会員事業者に対しても周知を図っていただくよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、特例の取扱いについてのお問合せは、事業主所在地を管轄する都道府県労働局までお願い申し上げます。

記

- 1 特例の概要について
特例の概要は別添1のとおり。
- 2 周知用リーフレットについて
周知用リーフレットを別添2のとおり作成し、厚生労働省ホームページに掲載していること。
(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/000678243.pdf>)

【担当者】

派遣・請負雇用管理係 永沢、藤林
職業紹介事業係 川越、谷住

TEL：03-3502-5227

メール：(派遣) haken-ukeoi@mhlw.go.jp

(紹介) jukyu-shokai@mhlw.go.jp

**労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可有効期間更新時における
財産的基礎要件の確認方法に係る特例の概要**

○ 特例の対象

以下の①、②及び③のいずれにも該当する事業者を特例の対象とする。

- ① 最近の事業年度における決算書等又は最近の事業年度終了後の月次決算若しくは中間決算等では財産的基礎要件が満たせないこと
- ② 許可の有効期間更新に係る申請期限を令和2年10月末日から令和4年3月末日までの間に迎える事業者
- ③ 許可の有効期間更新申請時に提出される最近の事業年度又は所得税の確定申告の対象となる期間（以下「事業年度等」という。）に係る決算書類等において、当該最近の事業年度等に令和2年1月24日以降の日付が含まれる事業者

○ 特例の内容

令和2年10月末日申請期限から令和4年3月末日申請期限までの許可更新申請について、令和2年1月24日以降の期間が最近の事業年度に含まれる場合、以下のとおり取り扱う。

現行の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の事業年度の決算書等をもって資産要件の充足を確認。 ○ 最近の事業年度の決算書等で資産要件を満たさない場合、決算後から更新申請までの中間・月次決算等（公認会計士又は監査法人による監査証明を受けたものに限る。）により資産要件の充足を確認することも可能。
-----------	--



今後の 取扱い	<p>上記により、資産要件の充足が確認できない場合、以下の確認書類により充足を確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の事業年度に令和2年1月24日以降の期間が含まれる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の事業年度の中間・月次決算等 ・ 最近の事業年度の1つ前の事業年度の決算書等 <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、上記特例を適用し許可を更新する場合、許可の有効期間更新の日から1年後までに、資産要件を満たすことを許可条件として付し、事業者は許可更新の日から1年後までに資産要件を満たすための事業計画を許可更新申請に添付することとする。
------------	--

新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた 「労働者派遣事業者」「職業紹介事業者」の皆さまへ

許可有効期間の更新申請に関する特例措置のご案内

労働者派遣事業と職業紹介事業の許可有効期間更新時における財産的基礎要件^(※)の確認方法について特例を設けます。事業主の皆さま、ご確認をお願いします。

(※)『許可基準』に定める基準資産額などについて満たすべき要件のことでです。

特例対象となる事業者

以下の(1) (2) (3) のすべてに該当する事業者が、特例の対象となります。

- (1) 最近の事業年度における決算書等または最近の事業年度終了後の月次決算や中間決算等では財産的基礎要件が満たせないこと
- (2) 許可有効期間更新申請書の提出期限が、令和2年10月末日から令和4年3月末日までの間であること
- (3) 許可有効期間更新申請書の添付書類として提出する最近の事業年度における決算書等について、その最近の事業年度または所得税の確定申告の対象となる期間（以下「事業年度等」）に令和2年1月24日以降の日付が含まれること

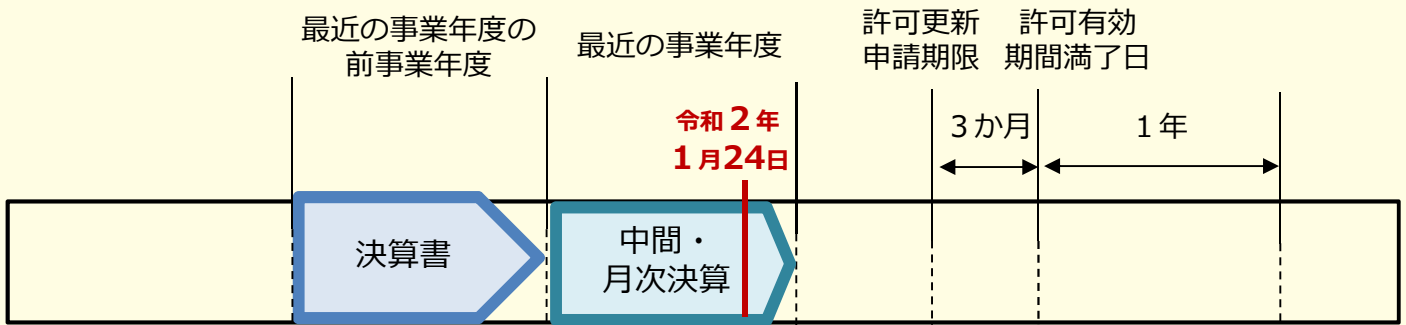
特例における財産的基礎要件の確認書類

- **最近の事業年度等に、令和2年1月24日以降の日付が含まれる場合**
→ 以下のいずれかの書類で確認が可能です。
 - ・最近の事業年度の1つ前の事業年度の決算書等
 - ・最近の事業年度の間中間決算や月次決算等
- **最近の事業年度等の1つ前の事業年度に、令和2年1月24日以降の日付が含まれる場合**
→ 以下のいずれかの書類で確認が可能です。
 - (1) ・最近の事業年度の1つ前の事業年度の決算書等
 - ・最近の事業年度の間中間決算または月次決算等
 - (2) ・最近の事業年度の2つ前の事業年度の決算書等
 - ・最近の事業年度の1つ前の事業年度の間中間決算または月次決算等

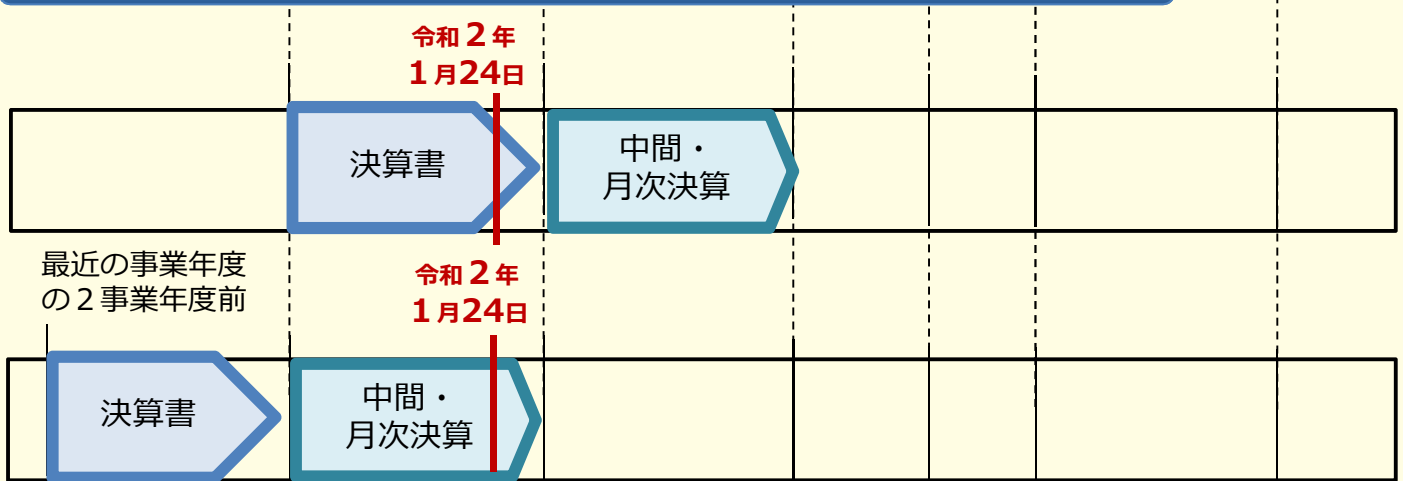
※ (1)の書類で財産的基礎要件を満たしていない場合は、(2)の書類で確認



最近の事業年度に、令和2年1月24日が含まれる場合



最近の事業年度の1つ前の事業年度に、令和2年1月24日が含まれる場合



許可の有効期間の更新日の1年後までに
財産的基礎要件を満たすこと

特例適用に当たっての留意事項

- この特例を適用する場合、許可の有効期間の更新日の1年後までに財産的基礎要件を満たす必要があり、以下の書類が必要となります。

【許可有効期間更新申請書提出時】

- ・ 許可の有効期間の更新日の1年後までに財産的基礎要件を満たすための事業計画

【許可された有効期間の更新日の1年後から1か月以内（以下のいずれかの書類）】

- ・ 許可の有効期間の更新申請後に終了する事業年度等の決算書等
- ・ 許可の有効期間更新申請から許可の有効期間の更新日の1年後までの間の中間決算または月次決算等

- 上記書類で財産的基礎要件を満たすことの確認ができない場合は、許可取消の対象となるので十分ご注意ください。

詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。